

環境影響評価書の概要

—東京モノレール羽田線延伸事業—

昭和61年9月

東京モノレール株式会社

1. 総 括

1-1 事業者等の名称及び住所

(1) 事業者の名称及び住所

名 称 : 東京モノレール株式会社

代表者 : 取締役社長 網 本 克 己

住 所 : 東京都港区浜松町二丁目4番12号

(2) 都市計画を定める者

名 称 : 東京都

代表者 : 東京都知事 鈴 木 俊 一

住 所 : 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

1-2 対象事業の名称

(1) 事業の名称

東京モノレール羽田線延伸事業

(2) 対象事業の種類

モノレールの新設

1-3 対象事業の内容の概略

本事業は、現在運輸省が計画している東京国際空港沖合展開事業により旅客ターミナル地区が沖合に移転することに伴い、東京モノレール羽田線を延伸するものである。対象事業の内容の概略を表 1.3-1 に、全体基本計画図を図 1.3-1 及び図 1.3-2 に示す。

表1.3-1 対象事業の内容の概要

項目	第1期 東京国際空港沖合展開事業 第2期供用時 (注)	第2期 東京国際空港沖合展開事業 第3期供用時 (注)
区間	大田区羽田空港一丁目～大田区羽田 空港二丁目地先埋立地	大田区羽田空港二丁目地先埋立地～ 大田区羽田空港二丁目地先埋立地
延長	約5,290m	約1,150m
主要 施設	地下駅, 2駅 (京浜急行空港線) 羽田空港口駅 (上の乗り換え駅) 新西ターミナル駅	地下駅, 1駅 新東ターミナル駅
単,複線の別	複線	複線
工事期間	昭和61～64年度	昭和66～67年度

注) 東京国際空港沖合展開事業の段階計画

期	目標年度	計画内容
第1期	昭和63年度	新A滑走路供用
第2期	昭和65年度	西側ターミナル施設供用
第3期	昭和68年度	新B, 新C滑走路及び 東側ターミナル施設供用

資料: 「環境影響評価書—東京国際空港沖合展開事業—」
(運輸省航空局, 昭和58年12月)

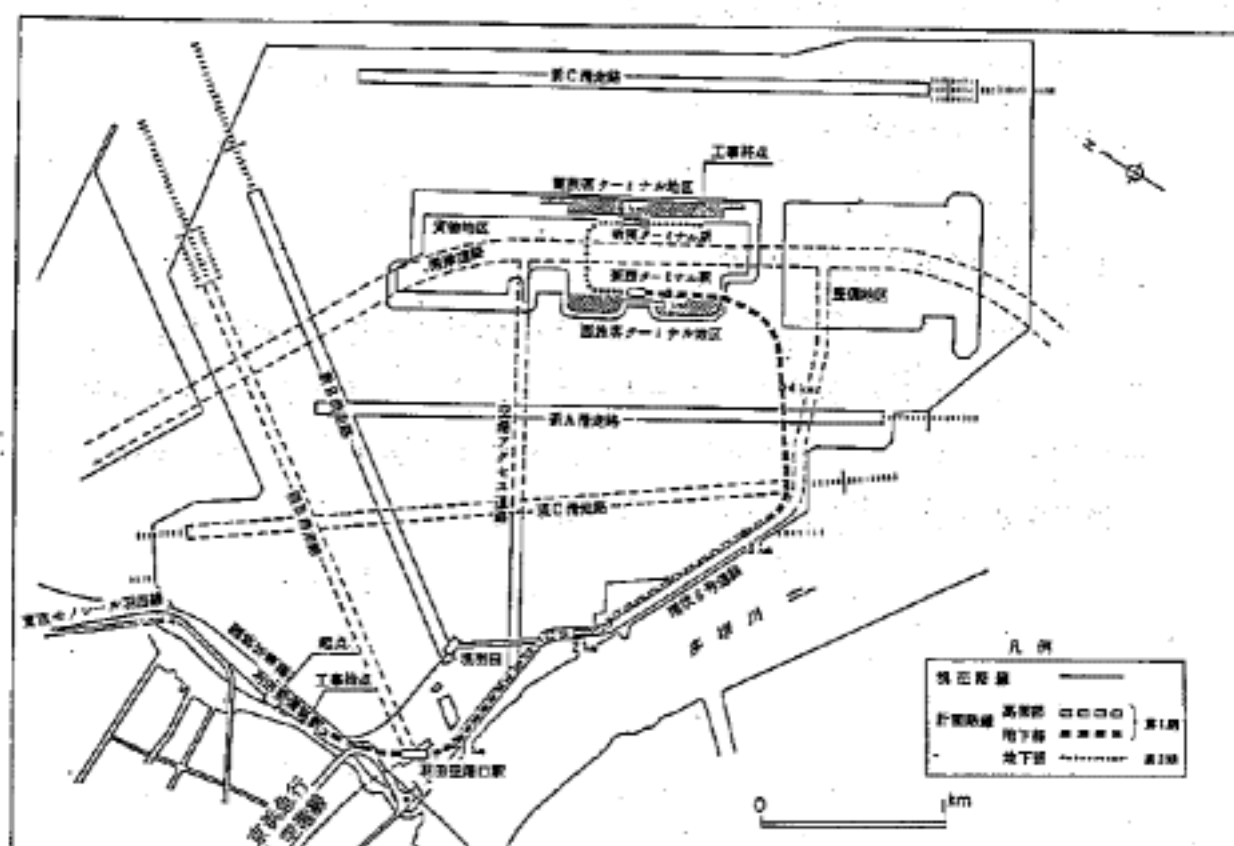


図1.3-1 全体基本計画図(平面図)

1-4 環境に及ぼす影響の評価の結論

東京モノレール羽田線延伸事業の内容と地域の概況を考慮して選定した予測・評価項目について現況調査を行い、対象事業が及ぼす影響について予測・評価した。評価の結論は、表 1.4-1 に示すとおりである。

表 1.4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1. 騒 音	モノレール騒音は、供用時に低騒音型の車両を導入すること、さらに計画路線の一部を除き地下部（トンネル）となることから、モノレール騒音が既成市街地へ及ぼす影響は軽微であると考えらる。
2. 振 動	モノレール振動は、既成市街地が計画路線より 80 m 以上離れていることから、既成市街地における振動レベルは 58 dB 以下となり、この値は東京都公害防止条例の「日常生活等に適用する規制基準」を満足する。以上のことから、モノレール振動が既成市街地へ及ぼす影響は軽微であると考えらる。
3. 景 観	モノレール及びその構造物は、空港内の建物や道路等と調和のとれた景観を造り出すものと考えられ、現状と比較して特に違和感を与えるものではないと考えらる。

1-5 評価書案の修正の概略

評価書案の修正の概略は、表 1.5-1 のとおりである。

表 1.5-1 評価書案の修正の概略

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
1. 総括		
1-3 対象事業の内容の概略	図表の修正	表 1.3-1 の内容について、羽田空港口駅の説明を追加した。
2. 対象事業の目的及び内容		
2-1 目的		
(1) 空港へのアクセス交通の確保	内容の追加	京浜急行空港線との乗り換え駅についての説明を追加した。
2-2 内容		
(2) 事業内容		
2) 計画路線の概要	内容の追加 図表の変更 図表の追加	羽田空港口駅の説明を追加した。 図 2.2-6 を変更した。 羽田空港口駅の平面図を追加した。
4. 予測・評価項目の選定		
4-3 選定しない項目及びその理由		
(12) 史跡・文化財	内容の追加	選定しない理由について内容を追加した。
7. 環境保全のための措置		
前文	内容の追加	景観及び史跡・文化財についても環境保全のための措置を講ずることを明記した。
7-3 景観	内容の追加	7-3 として景観についての環境保全のための対策・措置等の内容を追加した。
7-7 史跡・文化財	内容の追加	7-7 として史跡・文化財についての環境保全のための対策・措置等の内容を追加した。